

特定非営利活動法人（NPO 法人） 設立認証申請の手引き

平成29年4月

福島市 市民安全部 市民協働課

本書において使用している省略語は、次のとおりです。

法・・・特定非営利活動促進法
法令・・・特定非営利活動促進法施行令
法規・・・特定非営利活動促進法施行規則

1 NPO 法人設立認証等の申請窓口

○ 福島市のみに事務所を設置する団体の申請窓口は福島市となります。

〒960-8601 福島市五老内町3-1
福島市 市民安全部 市民協働課
電話 024-525-3731（直通）
FAX 024-536-9828
e-mail katsudo@mail.city.fukushima.fukushima.jp

※ 福島県では、福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、二本松市、伊達市、会津坂下町、会津三里町に法人の設立認証等に係る事務を移譲しています。そのため、当該市町のみに事務所を置く団体の窓口は、各市町となり、当該市町以外に事務所を置く団体及び福島圏内の2以上の市町村に事務所を置く団体は、福島県となります。

複数の都道府県の区域に事務所を設置する団体は、主たる事務所の所在地の都道府県が申請窓口となります。

2 NPO法人化のメリットと義務

1 NPO法人格について

NPO法人格は、団体の活動をしやすくするための一種の社会的な道具です。法人格を得ると、次の2に示すようなメリットが得られますが、一方で法人として果たす社会的な責務が発生します。

いま行っている（又はこれから行おうとする）団体活動が、法人格を得て活動していくべきものか、皆さんでよく検討することが大切です。

2 メリットと義務

(1) メリット

- ・契約行為の主体となる。（法人名で事務所を借りる、銀行口座を開設する、行政や企業等との契約主体となる等）
- ・所有の主体となる。（車両などの動産や不動産等）
- ・事業者としての指定要件や、補助金・助成金又は事業委託等において資格要件が得られる。
- ・社会的信用の向上が期待できる。

(2) 義務（法人として果たす社会的な責務）

- ・NPO法による市民への情報公開（定款・事業報告書等）や、所轄庁への法定書類の提出などが義務付けられる。
- ・NPO法やその他の法令、定款、会員の総意（社員総会等の議決事項等）に沿って、運営をしなくてはならない。
- ・NPO法に違反するような運営をしている場合、所轄庁から監督措置がなされる。
- ・定期的に登記事務（財産又は役員等）が発生する。
- ・課税の対象となる。（法人住民税（県民税/市町村民税）、法人税法上の収益事業に対する課税等）
- ・法人を解散した場合でも残余財産は社員に分配できない。
- ・法人を解散する場合は、官報での公告が義務付けられており、官報掲載に約3万円の費用がかかる。

※「認証」とは、行政から、団体又は団体が行う活動に対して、いわゆる『お墨付き』が得られるものではありません。

※ 認証を受けてNPO法人になると、優先的に行政や企業等から仕事や資金が提供されるといった制度ではありません。

3 特定非営利活動法人(NPO法人)設立の要件

この法律に基づいて、「特定非営利活動法人」になるためには、次のような要件を満たすことが必要です。

目的に關すること

1 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること

「**特定非営利活動**」とは、次の(1)、(2)の両方に当てはまるものを言います。

(1) 次の20分野(※)のいずれかに該当する活動であること (法第2条第1項別表)

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 観光の振興を図る活動
- ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑦ 環境の保全を図る活動
- ⑧ 災害救援活動
- ⑨ 地域安全活動
- ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑪ 国際協力の活動
- ⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑬ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑭ 情報化社会の発展を図る活動
- ⑮ 科学技術の振興を図る活動
- ⑯ 経済活動の活性化を図る活動
- ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑱ 消費者の保護を図る活動
- ⑲ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- ⑳ 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動(※)

法人の活動内容に応じて、定款に規定することが必要と思われるものを選択

(※)福島県では、第20号の活動について条例では定めていません。福島市でも同様です。

そのため、19の活動分野から該当する活動を定款に記載してください。

(2) 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とすること

(法第2条第1項)

「**不特定かつ多数のものの利益**」とは、利益を受ける者を特定せず、多数の人の利益=公益を意味します。

特定の個人・法人・団体の利益(=私益)や構成員相互の利益(=共益)は、不特定多数のものの利益とは言えません。

2 営利を目的としないこと (法第2条第2項第1号)

いわゆる「**非営利**」のことです。「**非営利**」とは、活動によって得られた剩余利益を構成員(役員や社員)で分配しないということです。

■ 「スタッフへの給与(賃金)」について

法人活動を行う上で必要なスタッフの労働役務に対する給与・賃金は支払うことができます。(※前述の「構成員で分配しないこと」にはあたりません。)

■ 「その他の事業」について

法人は、その特定非営利活動に必要な資金や運営費に充てるために、特定非営利活動に支

障がない範囲で、「その他の事業」を行うことができます。その収益は、特定非営利活動に充てることとされています。

その他の事業の例としては、「バザーの開催」や、「イベント開催等での物品の販売」、「所有不動産を活用した駐車場の経営」など、本来の活動とは別に行う内容となります。

また、「その他の事業」に関する会計は、特定非営利活動に係る会計から区分し、特別な会計として経理しなければなりません。

3 宗教活動を主たる目的としないこと (法第2条第2項第2号イ)

宗教活動とは、施設の有無を問わず、宗教の意義を広め、儀式行事を行い、信者を教化・育成することを言います。

4 政治活動を主たる目的としないこと (法第2条第2項第2号ロ)

政治活動とは、政治上の主義、つまり特定のイデオロギーを推進し、支持し、又はこれに反対することを言います。なお、政治上の施策を推進し、政策提言することはこれにあたりません。

5 特定の公職の候補者、公職者又は政党の推薦・支持・反対を目的としないこと (法第2条第2項第2号ハ)

「特定の公職」とは、衆・参議院議員、地方公共団体の議会の議員及び首長の職を言います。いわゆる選挙運動については、従たる目的でも認められません。

社員に関すること

6 社員が10人以上であること (法第12条第1項第4号)

社員とは、社団（人の集まり）の構成員であり、総会で表決権をもつ会員のことを言います。

7 社員の資格の得喪（とくそう）に関して不当な条件を付さないこと

(法第2条第2項第1号イ)

社員の自由意志による加入・脱退を保障し、不当な条件を付さないということであります。条件を設定する場合は、活動目的や事業計画・運営等から合理的な理由が必要となります。

また、入会金や年会費が、社会通念上著しく高額な場合などは、この不当な条件にあたると判断される場合もあります。

役員に関すること

8 役員として、理事3人以上、監事1人以上を置くこと (法第15条)

役員には「理事」と「監事」が必要であり、理事は各人が法人の業務を代理します。理事の代表権は定款で制限することができます。

また、役員の欠格事由に該当する場合は、役員になることはできません。

役員になれる親族（配偶者・3親等以内の親族）等の人数については、一定の制限（役員総数の3分の1以下であること等）があります。

9 役員報酬を受ける者は役員総数の3分の1以下であること

(法第2条第2項第1号ロ)

非営利つまり剩余利益の分配を防止するための規定です。この「報酬」とは、役員としての活動に対する労務の対価のことを言い、実費弁償やスタッフとしての給与は含めません。また、報酬額の上限等については、特に規定されていません。

その他

10 暴力団でないこと。暴力団又は暴力団の構成員の統制下にある団体でないこと

(法第12条第1項第3号)

11 設立の手続並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること

(法第12条第1項第1号)

4 NPO法人設立の手続

設立総会の開催

- 法人の設立、定款、設立当初の財産、2事業年度分の事業計画書・活動予算書、設立当初の役員、役員報酬の額、入会金及び会費の額、当団体が法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することの確認等を議決する。

法人設立認証の申請

- 法人設立認証の申請には、法及び県の施行条例、市の施行規則で定められた次の書類を提出する必要があります。

設立認証申請に必要な書類

- ① 設立認証申請書【1部】
- ② 定款【2部】
- ③ 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿)【2部】
- ④ 各役員が欠格事由に該当しないこと及び親族等の排除の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面のコピー【1部】
- ⑤ 各役員の住民票等※【1部】
- ⑥ 社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面【1部】

- ⑦ 宗教、政治活動を主たる目的とせず、特定の公職の候補者、政党の推薦、支持、反対を目的とするものでないこと及び暴力団でなく、かつ暴力団又はその構成員、若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないことを確認したことの書面【1部】
- ⑧ 設立趣旨書【2部】
- ⑨ 設立についての意思の決定を証する議事録のコピー【1部】
- ⑩ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書【2部】
- ⑪ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書【2部】

公告

※住民票等とは、住民票・外国人登録原票記載事項証明書・外国の官公署が発給する住所を証明する文書をいいます。

- 市は、申請年月日、法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地、定款に記載された目的を市掲示場で公告します。

縦覧(申請書を受理した日から1か月間)

- 市は、提出書類のうち、定款など法で定められた縦覧書類を1か月間、市民安全部市民協働課において一般の縦覧に供します。

審査(縦覧の期間が経過した日から2か月以内)

- 市は、縦覧の期間が経過した日から2か月以内に法令適合の審査を行い、認証又は不認証の決定を通知します。

認証

不認証

※ 決定がありましたら、市から配達記録郵便で郵送します。

設立登記

- 認証を受けた団体は、認証書が到達した日から2週間以内に、管轄の法務局で法人設立登記をする必要があります。この登記によって正式に法人として成立します。

設立登記完了届出書の提出

- 登記完了後、市に「設立登記完了届出書」を提出する必要があります。

5 法人の管理・運営上の基本的なルール

■ 総会の開催

法人は、少なくとも年1回、総会を開催しなければなりません。

■ 法人の会計

会計帳簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳し、財産目録、貸借対照表及び活動計算書は、真実な内容を明りょうに表示する必要があります。

■ 事業報告書等の事務所への備え置き・閲覧

法人は、毎事業年度、事業報告書と財産目録、貸借対照表及び活動計算書などの会計書類を作成し、定款などとともに関係者や市民が閲覧できるよう、法人の事務所に備え置かなければなりません。

また、毎事業年度、市の窓口（福島市 市民安全部 市民協働課）にこれらの書類を提出する義務があります。 提出された書類は、市民への閲覧に供します。

■ 税制上の扱い

法人に対しては、様々な税金が課税されます。詳細については、最寄りの税務署、県北地方振興局県税部、市税務担当課等にお問い合わせください。

1 国税 … 法人税（税法上の34業種の収益事業から生じる所得に課税）、消費税、所得税、源泉所得税、贈与税等

2 県税 … 法人県民税（均等割は一律に課税、法人税割は法人税法上の収益事業を行う場合に課税）、法人事業税、不動産取得税、自動車取得税、自動車税等

3 市民税 … 市民税（均等割・法人税割）、固定資産税、軽自動車税等

※ 「県税」のうち、法人県民税の均等割、不動産取得税及び自動車取得税については、一定の要件の下にその課税を免除しています。この免除を受けるためには申請が必要です、詳しくは県北地方振興局県税部にお問い合わせください。

また、市民税においても減免規定を設けていますので、詳しくは福島市財務部市民税課まで問い合わせください。

■ 他の申請・届出

法人成立後も次のような場合には、市に申請又は届出をする必要があります。

◆定款の変更（「事務所の所在地、資産、公告方法、役員の定数、会計に関する事項、事業年度、解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものを除く）」の変更については定款変更届の提出、それ以外は定款変更認証の申請が必要です。）

◆目的の変更 ◆特定非営利活動に係る事業の種類の変更 ◆法人の合併 など

■ 監 督

法人が法令や定款などに違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、所轄庁である県は、その法人に対して報告を求めたり、検査に立ち入ることがあります。

また、内容によっては、改善命令により改善措置を求めたり、設立認証を取り消すこともあります。

《参考》

「N P O」の基礎知識

Q①「N P O」って？どんな団体のこと？

N P Oとは、「非営利組織」という意味のNon-profit Organizationという英語の頭文字をとった言葉です。企業などと違って営利を目的としない団体ということですが、大抵の場合は社会的な課題を自ら解決しようと活動する市民グループをさしています。

Q②営利を目的としない活動って？

非営利活動とは、社会的に必要な活動を、利益を分配することを目的としないで実施することです。
また、事業を実施して得た利益は次に必要な事業のために使うこととなります。

Q③N P Oは無料奉仕をするの？

N P Oの活動＝無料奉仕ではありません。

N P Oは今すぐ解決しなければいけない課題に柔軟に素早く対応するため、必要な事業を実施します。しかし、そうした活動をするためには、活動に従事するスタッフやサービス提供のための機材などが必要となります。こうした経費に充てるため、有料でサービスを提供する場合が多くあります。

Q④ボランティアとはどう違うの？

個人の自発的な意志で、一定のグループや個人で活動しているのがボランティアであり、役員等の組織体制が整備され、規約などをもち、事業計画や予算等のもとで活動している団体はN P Oと呼ばれることが多いようです。

Q⑤「N G O」とはどう違うの？

N G Oとは、Non-governmental Organizationの頭文字をとったもので「非政府組織」という意味になります。政府を代表した組織ではないという意味で、国際交流や国際協力の活動を行っているN P Oがそのように呼ばれることが多いようです。

Q⑥「N P O法人」とは？

N P O法人とは、そのようなN P Oのうち、特定非営利活動促進法（N P O法）で定める要件を満たし、所轄庁から「認証」され、「登記がされた」団体のことです。認証を受けるには、設立総会など所定の手続きを経て、所轄庁へ申請することが必要です。

Q⑦どうしてN P Oの活動が必要なの？

これまで行政と企業などが市民生活に必要な「公共」サービスを担ってきました。しかし、公平性が求められる行政や利益の追求が求められる企業では、今日のように複雑化し、個別化する社会的課題に迅速に対応することは困難になってきています。

そのような現状において、制度の隙間で困っている人に向けて、小回りが利き、効率的にサービスが提供できるN P Oの存在が必要とされています。

～ 設立認証申請書類の記載例 ～

6 設立認証申請に必要な書類

NPO法人を設立しようとする者は、次の書類を福島市に提出しなければなりません。

(①定款②役員名簿③設立趣旨書④設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書⑤設立当初及び翌事業年度の活動予算書は、縦覧に供されます。これらについては、1部は縦覧用（副本）としますので、2部提出してください。)

なお、提出書類は、官公署が発給する文書を除いて、A4判で作成してください。

提出書類のリスト	提出部数	参照ページ
設立認証申請書（第1号様式）	1	9
定款	2	11
役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）	2	23
各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本（原本をコピーしたもの）	1	24
各役員の住所又は居所を証する書面（住民票謄本/抄本等） （注）	1	
社員のうち10人以上の者の名簿	1	25
法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面	1	26
設立趣旨書	2	27
設立についての意思の決定を証する議事録（設立総会の議事録）の謄本（原本をコピーしたもの）	1	28
設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書	2	29
設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書	2	31

（注）認証申請の日前6か月以内に発行されたものであること。

7 申請方法

申請書類は、福島市の窓口（市民安全部 市民協働課）に直接提出するほか、郵送でも申請することができます。なお、直接持参される場合は、あらかじめ電話等でご連絡ください。

8 法律要件のチェック

NPO法人になるためには、以下の要件をすべて満たしていかなければなりません。

	法 人 の 要 件	チ ッ ク
1	主な活動は法第2条第1項別表に掲げる19分野のいずれかに該当する。	
2	不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを主な目的とする。	
3	営利を目的としていない。	
4	宗教活動、政治活動を主な目的としていない。	
5	特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦、支持、反対することを目的としていない。	
6	特定の個人又は法人、その他の団体の利益を目的として事業を行わない。	
7	特定の政党のために利用しない。	
8	特定非営利活動に支障をきたすほどに、その他の事業を行わない。その他の事業で得られた収益は、特定非営利活動に係る事業に充当する。	
9	暴力団ではない。暴力団やその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でない。	
10	社員（総会で議決権を有する者）の資格の喪失について、不当な条件を付けていない。	
11	社員は10人以上いる。	
12	役員（理事・監事）総数のうち報酬を受ける者の数は1／3以下である。	
13	役員として、理事3人以上、監事1人以上を置いている。	
14	役員は、成年被後見人又は被補佐人など、法第20条に規定する欠格事由に該当していない。	
15	各役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族は2人以上いない。また、各役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族の数は、役員総数の1／3を超えていない。	
16	理事又は監事は、それぞれの定数の2／3以上いる。（設立当初の理事又は監事は、それぞれの定数を満たしていること。）	
17	会計は、法第27条に規定する会計の原則に従っている。	

9 設立認証申請書

様式第1号(第2条関係)

設立認証申請書

申請年月日は、実際に申請する日付を記載してください。

年 月 日

福島市長 様

氏名・住所は、住民票の記載と同じに記載してください。(番・番地・号などに注意)

住所(所在地)

申請者

氏名(名称及び代表者氏名)

印

電話番号

「申請者」は「代表者」と異なってもよいです。(設立代表者が申請者となります)

設立しようとする特定非営利活動法人	名 称	特定非営利活動法人○○○○
	代表者の氏名	○○ ○○
	主たる事務所の所在地	事務所所在地は、正確に記載してください。 (番・番地・号などに注意)
	定款に記載された目的	定款第3条(目的)の記載をそのまま転記してください。「、」などに注意

10 定款の作成

定款は、その法人の目的、組織、業務執行等に関する根本規則を記載した書面であり、法人の運営は、定款に則って行われなければなりません。

また、法人内部の規範として社員を拘束するという効果も有するものであり、定款の記載事項は社員に対して明確なものでなければなりません。

設立者は、法の定める事項を記載した定款案を作成し、設立総会において承認を得ることが必要です。

定款には、絶対的記載事項（必要的記載事項）である、以下の15の事項を必ず記載しなければなりません。（法第11条第1項及び第2項）

- ① 目的
- ② 名称
- ③ その行う特定非営利活動の種類及び特定非営利活動に係る事業の種類
- ④ 主たる事務所及びその他の事務所の所在地
- ⑤ 社員（総会で議決権を有する者）の資格の得喪に関する事項
- ⑥ 役員に関する事項
- ⑦ 会議に関する事項
- ⑧ 資産に関する事項
- ⑨ 会計に関する事項
- ⑩ 事業年度
- ⑪ その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- ⑫ 解散に関する事項
- ⑬ 定款の変更に関する事項
- ⑭ 公告の方法
- ⑮ 設立当初の役員

特定非営利活動法人 定款例

特定非営利活動法人〇〇〇〇定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人〇〇〇〇という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号に置く。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号、…に置く。

※定款において、事務所の所在地を最小行政区（「〇〇町に置く」と番地まで入らず、市町村名止まり）で規定する法人は、設立総会の際、番地まで入った事務所の所在地について議決し、議事録にもその旨整理しておく必要があります。

この欄における「法」とは、「特定非営利活動促進法」をいう。

<第1条>…必要的記載事項（法第11条第1項第2号）

<第2条>…必要的記載事項（法第11条第1項第4号）

注1 「主たる事務所」と「従たる事務所」を明確に区分した上で、設置する事務所をすべて記載する。

注2 2以上の都道府県の区域内に事務所が設置されていることを明確にする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、[①]に対して、[②]に関する事業を行い、[③]に寄与することを目的とする。

<第3条>…必要的記載事項（法第11条第1項第1号）

注 特定非営利活動を行うことを主たる目的とした法人であること等を明らかにするため、目的には、① 受益対象者の範囲、② 主要な事業、③ 法人の事業活動が社会にもたらす効果（どのような意味で社会の利益につながるのか）や法人としての最終目標等を具体的かつ明確に伝わるように記載する。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1)

(2)

.....

<第4条>…必要的記載事項（法第11条第1項第3号）

注 法の別表に掲げる活動の種類のうち、該当するものを選択して記載する（複数の種類の選択も可能）。

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① ○○○○○事業
- ② ○○○○○事業
-

(2) その他の事業

- ① △△△△△事業
- ② △△△△△事業
-

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の〇種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員
-

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならぬ。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

<第5条>…必要的記載事項(法第11条第1項第3号及び第11号)、法第5条

注1 第1項…法人が行う具体的な事業の内容を記載する。その際、「特定非営利活動に係る事業」と「その他の事業」の内容は明確に区分しなければならない。

注2 「その他の事業」を行わない場合は、「この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う」旨を記載し、第1項第2号及び第2項の記載を要しない。

注3 第2項…法第5条第1項

<第3章>…社員の資格の得喪に関する事項は必要的記載事項(法第11条第1項第5号)、法第2条第2項第1号イ

<第6条>

注1 ここでいう「社員」とは、社団の構成員のことで、総会議決権を有する者が該当する。

注2 賛助会員等、正会員以外の会員種別を定める場合は、正会員とそれ以外の会員を区別して、第2号以降にその旨を記載する。

<第7条>

注1 第6条において、正会員以外の会員について定める場合は、正会員とそれ以外の会員を区別して記載することもできる（以下、定款第11条まで同じ。）。

注2 社員（正会員）以外の会員の入会について条件を定めることができるが、社員（正会員）の資格取得については、不当な条件を付けてはならない。

(入会金及び会費)	<第8条> 注 入会金又は会費の設定がない場合は、記載を要しない。
第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。	<第9条> 注 第4号…除名を資格喪失の条件とする場合は、除名に関する規定を置く（定款第11条参照）。
(会員の資格の喪失)	
第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。	
(1) 退会届の提出をしたとき。 (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。 (3) 継続して〇年以上会費を滞納したとき。 (4) 除名されたとき。	
(退会)	<第10条> 注 退会が任意であることを明確にする。任意に退会できない場合などは法に抵触する。
第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。	
(除名)	
第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。	
(1) この定款等に違反したとき。 (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。	
(拠出金品の不返還)	
第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。	
第4章 役員及び職員	<第4章>…役員に関する事項は必要的記載事項（法第11条第1項第6号）
(種別及び定数)	<第13条>…法第15条（理事の定数は3人以上、監事の定数は1人以上）
第13条 この法人に次の役員を置く。	注1 第1項…「理事」及び「監事」を明確に区分する。なお、役員の定数は「〇〇人以上〇〇人以下」というように上限と下限を設けることもできる。
(1) 理事 〇〇人 (2) 監事 〇〇人	注2 第2項…職名は、理事長、副理事長以外の名称を使用することもできる。
2 理事のうち、1人を理事長、〇人を副理事長とする。	<第14条>
(選任等)	注1 第1項…総会以外で役員を選任することも可能。
第14条 理事及び監事は、総会において選任する。	

	<p>2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。</p> <p>3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。</p> <p>4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねことができない。</p> <p>(職務)</p> <p>第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。</p>
2	<p>理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。</p>
3	<p>副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。</p>
4	<p>理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。</p>
5	<p>監事は、次に掲げる職務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。 (2) この法人の財産の状況を監査すること。 (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に關し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを發見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。 (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。 (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。 <p>(任期等)</p> <p>第16条 役員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。</p>

注2 第3項…法第21条
法律上は、理事・監事が6人以上の場合に限り、配偶者もしくは3親等以内の親族を1人だけ役員に加えることができる。

注3 第4項…法第19条

<第15条>

注1 第1項…法第16条
理事長のみが代表権を有する場合に記載する。理事長以外にも法人を代表する理事がいる場合、例えば「理事全員は、この法人を代表する。」、「理事長及び常務理事は、この法人を代表する。」と記載する。

注2 理事長以外の理事が代表権を有しない場合には、第1項に加えてその旨を記載することが望ましい。

注3 第2項…副理事長が1人の場合は、「理事長があらかじめ指名した順序によって、」という記載を要しない。

注4 第5項…法第18条

注5 監事は代表権を有しない。

<第16条>

注1 第1項…必要的記載事項(法第24条第1項(役員任期は2年以内において定款で定める期間とする。))

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期はそれぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

注2 第3項…役員が存在しない期間が生じた場合、法人が損害を被るおそれもあることから、前任者は、辞任又は任期満了後においても応急的に業務執行義務を負うものとされている。しかし、新たな権限の行使まで認められるものではないから、至急後任者を選任する必要があるなお、この規定を根拠に2年を超えて役員任期を伸長することはできない。

注3 法人運営の円滑化を図るために、定款第14条において役員を総会で定める旨を明記している場合に限り、法第24条第2項の規定に基づき、任期伸長規定を置くことができる。

<第17条>…法第22条

<第19条>

注 第1項…法第2条第2項第1号口

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要な事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度○回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の○分の○以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の○日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員

<第5章>…会議に関する事項は必要的記載事項（法第11条第1項第7号）

<第21条>

参考 法第14条の2及び第14条の3

<第23条>

参考 法第14条の5（定款で理事その他役員に委任したものを除き、すべて社員総会の議決によって行う。）

なお、法定の総会議決事項（定款変更、解散及び合併）以外の事項については、理事会等の議決事項とすることができる（定款第32条参照）。

<第24条>

注1 第1項…法第14条の2（理事は、少なくとも毎年1回、通常社員総会を開かなければならぬ。）

注2 第2項第1号…法第14条の3第1項

注3 第2項第2号…法第14条の3第2項（総社員の5分の1以上を必要とするが、定款をもってこれを増減することは可能）

<第25条>

注 第3項…法第14条の4（総会の招集の通知は、その社員総会の日より少なくとも総会の日の5日前に、その社員総会の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従ってしなければならない。）

の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の〇分の〇以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

<第27条>

参考 法第25条(定款変更の際の定足数は、定款に特別の定めがない限り、社員総数の2分の1以上である。)

<第28条>

参考 第1項…法第14条の6

注 第3項…書面以外に電磁的記録（法規2）による同意の意思表示を可能とする規定をおくこともできる。（法第14条の9第1項）

<第29条>

注1 第1項及び第2項…法第14条の7

なお、書面による表決に代えて、電磁的方法による表決を可能とする規定を置くこともできる。
(電磁的方法とは、電子情報処理組織を使用する方法。例えば、電子メールなどがこれに該当する。(法規1))

注2 第4項…法第14条の8

<第30条>

注 第3項…書面以外に電磁的記録（法規2）による同意の意思表示を可能とする規定をおくこともできる。（法第14条の9第1項）

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名

項)

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の〇分の〇以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から〇日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の〇日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決す

<第6章>…会議に関する事項は必要的記載事項（法第11条第1項第7号）

<第32条>

注 総会の権能と整合性をとる（定款第23条参照）。

参考 第3項…法第14条の4

（総会の招集は、定款で定められた方法により、少なくとも総会の日の5日前までに行わなければならない。）

<第36条>

参考 第2項…法第17条

ることができる。

- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に

<第7章>…必要的記載事項(法第11条第1項第8号及び第9号)

<第40条>

注 特定非営利活動に係る事業のみを行う場合は、下線部を削除し、「～のみ」・「～の1種」等の表現とする。又は記載自体を要しない。

<第42条>

注 「法第27条各号に掲げる原則」とは、正規の簿記の原則、真実性、明瞭性の原則及び継続性の原則をいう。

<第43条>

注 法第5条第2項

係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の
2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設定することができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年○月○日に始まり翌年○月○日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の○分の○以上の多数による議決を経、か

特定非営利活動に係る事業のみを行う場合は、下線部を削除し、「～のみ」・「～の1種」等の表現とする。又は記載自体を要しない。

<第49条>…必要的記載事項(法第11条第1項第10号)

<第8章>…定款の変更と解散に関する事項は必要的記載事項(法第11条第1項第12号及び第13号)

<第51条>…法第25条

注1 定款変更の際には、定款に特別の定めがない限り、社員総数

つ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
 - (7)
-

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の○分の○以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、〔①〕に譲渡するものとする。

の2分の1以上が出席し、その出席した社員の4分の3以上の議決が必要となる。

注2 法第25条第3項に規定する以外の事項は、所轄庁の変更を伴わない事務所の所在地の変更（定款第2条参照）、役員定数に関する事項（第13条参照）、資産に関する事項（第7章参照）、事業年度（第49条参照）、残余財産の帰属すべき者に係るものと除く解散に関する事項（第8章参照）、公告の方法（第9章参照）をいう。

＜第52条＞

注1 第1項…法第31条第1項
 第1号…同条同項第1号
 第2号…同条同項第3号
 第3号…同条同項第4号
 第4号…同条同項第5号
 第5号…同条同項第6号
 第6号…同条同項第7号
 第7号以下…同条同項第2号（定款で定めた解散事由の発生）

注2 第2項…法第31条の2（解散の際には、定款に特別の定めがない限り、社員総数の4分の3以上の承諾が必要となる。）

注3 第3項…法第31条第2項

＜第53条＞…法第11条第3項、法第32条

注1 ①に記載する「残余財産の帰属すべき者」は、他の特定非営利活動法人、国又は地方公共団体、公益財団法人又は公益社団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人から選定されなければならない。

注2 帰属先を定めない場合、又

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の〇分の〇以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場、官報に掲示するとともに、〇〇に掲載して行う。

は帰属先が明確でない場合は、国又は地方公共団体に譲渡されるか国庫に帰属されることとなる。

<第54条>

注 法第34条(定款に特別の定めがない限り、合併の際には、社員総数の4分の3以上の議決が必要。)

<第9章>…必要的記載事項(法第11条第1項第14号)

<第55条>

注1 公告とは、第三者の権利を保護するため、第三者の権利を侵害するおそれのある事項について広く一般の人に知らせることであり、法人の活動実態に応じて、官報、新聞、インターネットホームページ等を活用することが考えられる。

注2 官報以外の公告方法を選択した場合であっても、以下の①及び②の公告については、選択した公告方法に加え、官報に掲載して行う必要がある。

①解散した場合に清算人が債権者に行う公告(法第31条の10第4項)

②清算人が清算法人について破産手続開始の申立を行った旨の公告(第31条の12第4項)

第10章 雜則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

<附則>

注1 設立当初の記載内容は、成立後において変更しない。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	○ ○ ○ ○
副理事長	○ ○ ○ ○
理事	○ ○ ○ ○
同	○ ○ ○ ○
.....	
監事	○ ○ ○ ○
同	○ ○ ○ ○
.....	

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から〇年〇月〇日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から〇年〇月〇日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	入会金	〇〇〇円
	年会費	〇〇〇円
(2) 賛助会員	入会金	〇〇〇円
	年会費	〇〇〇円

注2 第2項…必要的記載事項(法第11条第2項)

役員名簿の記載内容と一致させる。

注3 第3項…至年月日は、成立の日から2年を超えてはならない。

総会の開催時期を考慮に入れ、役員任期の末日を事業年度の末日の2~3ヶ月後にずらしておくと、法人運営に支障をきたすおそれがない(定款第16条注2参照)。

注3 第6項…正会員以外の会員について定める場合は、正会員と区別して記載する。

(法第10条第1項関係様式例)

役員名簿

法上の役職名である「理事」又は「監事」のいずれかを記載してください。

特定非営利活動法人○○○○

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	○ ○ ○ ○	○○県○○市○○町○丁目○番○号	有
理事	○ ○ ○ ○	○○県○○市○○町○番地の○	無
理事	○ ○ ○ ○		
…		氏名・住所は、住民票の記載と同じに記載してください。(番・番地・号などに注意)	
監事	○ ○ ○ ○		
…		報酬を受ける者がいる場合、役員総数の 1／3以下になります。	

(備考)

- 1 「役職名」の欄には、理事、監事の別を記載する。
- 2 「氏名」及び「住所又は居所」の欄には、福島県特定非営利活動促進法施行条例第2条第3項に掲げる書面（住民票等）によって証された氏名及び住所又は居所を記載する。**（住民票と同じ字体で記載する。）**
- 3 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければならない（法第2条第2項第1号ロ）。

(法第10条第1項関係様式例)

記載年月日は、設立総会開催日以降の年月
日となります。

特定非営利活動法人〇〇〇〇御中

年 月 日

就任承諾及び誓約書

氏名の記載は、本人の自署としてください。

氏名・住所は、住民票の記載と同じに記載
してください。(番・番地・号などに注意)

住所又は居所
氏名

印

私は、特定非営利活動法人〇〇〇〇の理事（監事）に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約します。

（備考）

役職（理事・監事）に応じて不要な役
名を抹消してください。

- 1 「住所又は居所」の欄には、福島県特定非営利活動促進法施行条例第2条第3項に掲げる書面（住民票等）によって証された住所又は居所を記載する。
- 2 署名は自署とする。

特定非営利活動促進法第20条の要件

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 破産者で復権を得ないもの
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 四 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - ・ 特定非営利活動促進法の規定に違反した場合
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合
 - ・ 刑法第204条（傷害）、第206条（傷害及び傷害致死の現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の3（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）、第247条（背任）の罪を犯した場合
 - ・ 暴力行為等处罚に関する法律の罪を犯した場合
- 五 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者
- 六 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者

特定非営利活動促進法第21条の要件

役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

（注） 具体的には、理事・監事が6人以上の場合に限り、配偶者もしくは3親等以内の親族を1人だけ役員に加えることができる。

(法第10条第1項関係様式例)

社員のうち10人以上の者の名簿

特定非営利活動法人〇〇〇〇

氏名	住所又は居所
○ ○ ○ ○	○○県○○市○○町○丁目○番○号
○ ○ ○ ○	
○ ○ ○ ○	
...	<p>少なくとも社員10人が記載されていなければなりません。役員職(理事・監事)にある者が記載されても構いません。</p>
○ ○ ○ ○	

(備考)

- 法人等が社員となる場合は、その名称及び代表者の氏名を「氏名」欄に、またその所在地を「住所又は居所」欄に記載する。

(法第10条第1項関係様式例)

確 認 書

(特定非営利活動法人の名称)は、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することを、平成〇〇年〇〇月〇〇日に開催された設立総会において確認しました。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

記載年月日は、設立総会開催日以降の年月
日となります。

特定非営利活動法人〇〇〇〇

設立代表者 住所又は居所

氏名

印

氏名・住所は、住民票の記載と同じに記載
してください。(番・番地・号などに注意)

特定非営利活動促進法第2条第2項第2号の要件
イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと
ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと
ハ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと

特定非営利活動促進法第12条第1項第3号の要件
暴力団でないこと
暴力団の統制下にある団体でないこと
暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ）の統制下にある団体でないこと
暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないと

- 法人設立の趣旨についての総括的な説明資料で、申請後の縦覧書類となります。
第三者（市民）が見て、容易にわかるよう具体的かつ簡潔にまとめてください。

- ① 「趣旨」欄には、そのような事業を必要とする時代背景や現状、そしてそれを解決するための手段としての定款に記載した事業を必要とする理由、将来の構想、法人格が必要な理由など、法人設立に際しての『使命（ミッション）』等を具体的に表現します。
- ② 任意団体として活動している場合は、その内容等も含めて記載します。
- ③ 「申請に至るまでの経過」欄は、設立発起人会から設立総会まで、いつ何を開催して何を決定したのか、また、活動実績がある場合は、これまで取り組んできた具体的な活動内容等を時系列で記載します。
- ④ 記載年月日は、設立総会日以降とするのが一般的です。

(法第10条第1項関係様式例)

設立趣旨書

1 趣 旨

- ・ 定款に定められている目的や事業に係る社会経済情勢やその問題点
- ・ 法人の行う事業が不特定かつ多数のものの利益に寄与するゆえん
- ・ 法人の設立を発起し、申請するに至った動機や経緯
- ・ 法人格が必要となった理由（例：法人として継続的な活動をするため、社会的に信頼を得るために、法人化して組織の拡大を図るため 等） 等

2 申請に至るまでの経過

平成〇〇年〇月 設立発起人〇〇〇〇、〇〇〇〇が集い、NPO法人化を検討。

平成〇〇年〇月 設立発起人会を開催し、設立の趣旨、定款、会費及び財産、平成〇〇年度及び平成〇〇年度の事業計画、活動予算、役員の案を審議し、決定した。

平成〇〇年〇月 設立総会を開催し、議案について承認され、申請に至る。
(※活動実績がある場合は、これまで取り組んできた具体的な活動内容を記載) 等

平成〇〇年〇〇月〇〇日

記載年月日は、設立総会開催日以降の年月日となります。

特定非営利活動法人〇〇〇〇

設立代表者 住所又は居所

氏名

印

氏名・住所は、住民票の記載と同じに記載してください。(番・番地・号などに注意)

(法第10条第1項関係様式例) 設立についての意思の決定を証する議事録

※作成した議事録の謄本(議事録全部のコピー)を提出してください。

※原本は法務局での登記の際に必要ですので、保管しておいてください。

特定非営利活動法人○○○○設立総会議事録

1 日 時	平成○○年○○月○○日○○時から○○時まで
2 場 所	福島県○○市○○町○丁目○○番地 ○○会館○○会議室
3 出席者数	○○○人(うち書面表決者○○人、表決委任者○○人)
4 審議事項	(1)議長選任の件 (2)議事録署名人の選任の件 (3)設立趣旨に関する件 (4)定款に関する件 (5)設立当初の財産に関する件 (6)平成○○年度及び平成○○年度の事業計画並びに活動予算について (7)役員等に関する件 (8)入会金及び会費について (9)確認書について (10)設立代表者の選任について
5 議事の経過の概要及び議決の結果	(1)議長に○○○○が全会一致で選出された。 (2)議長より、議事録署名人を○○○○、○○○○を選任したいとの提案があり、承認された。 (3)○○○○より、別紙の設立趣旨により特定非営利活動法人を設立したい旨の提案があり、審議の結果、全会一致で可決された。 (4)○○○○より、別紙定款案が提出され、審議の結果、全会一致で承認された。 (5)設立当初の財産について、別紙財産目録を配布し譲ったところ、全員異議なく承認された。 (6)○○○○より、平成○○年度及び平成○○年度の事業計画並びに活動予算について提案があり、全会一致で可決された。 (7)○○○○より、役員の選出について提案があり、理事に○○○○、○○○○、○○○○、監事に○○○○を選出した。また、役員報酬は該当無しとした。 (8)○○○○より、①正会員：入会金○○○円、年会費○○○円、②賛助会員：入会金○○○円、年会費○○○円とする旨の提案があり、審議の結果、全会一致で可決された。 (9)○○○○より、別紙確認書により説明があり、当団体が特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することを全員で確認した。 (10)議長より設立代表者について譲ったところ、○○○○を選任することが全会一致で可決された。また、議長より、申請に際して定款その他申請書類の軽微な変更が生じた場合は、設立代表者○○○○に關係事務を委任する旨提案があり、全会一致で承認された。

以上、この議事録が正確であることを証します。

平成○○年○○月○○日

記載年月日は、設立総会開催日以降の年月日となります。

議事録署名人 同 長

署名は、本人の自署としてください。

印 印 印

(備考)

- 1 3には、書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記する。
- 2 署名は自署とする。

■ 定款に定めた事業の具体的な計画書で、申請後の縦覧書類となります。また、「不特定かつ多数のものの利益」の増進に寄与することを主たる目的としているかを明らかにするためのものです。

- ① 2事業年度分を別葉として作成します。
- ② 「事業実施の方針」欄には、定款に定めた目的を達成するための各事業を実施する上での年度別の方針を簡潔にまとめます。
- ③ 設立当初の事業年度分については、原則として法人設立見込日から残余期間のものを作成します。
法人成立見込日は、申請日から3～4ヶ月後を想定して設定します。
- ④ 作成する年度に計画している事業について記載します。定款に記載している事業をすべて記載する必要はありません。
- ⑤ ここに記載される事業内容と支出見込額は、活動予算書と整合します。

(法第10条第1項関係様式例)

初年度については、「法人成立の日から」と
波線部を修正し記載してください。

〇〇年度事業計画書

事業年度の終期日を記載してください。

年 月 日から 年 月 日まで

事業実施方針を記載してください。

特定非営利活動法人〇〇〇〇

1 事業実施の方針

設立初年度については、・・・・・

単位は千円。

活動予算書と整合していかなければなりません。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定期	実施予定期場所	従事者の予定期人数	受益対象者の範囲及び予定期人数	支出見込額(千円)
	定款第5条で規定している事業名を正しく記載してください。					

(2) その他の事業

「その他」の事業がない場合は、枠ごと消してください。

定款の事業名	事業内容	実施予定期	実施予定期場所	従事者の予定期人数	支出見込額(千円)
	定款第5条で規定している事業名を正しく記載してください。				

(備考)

- 1 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ別葉として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2の(1)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数並びに支出見込額をそれぞれ記載する。
- 4 2の(1)のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 5 2の(2)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数及び支出見込額をそれぞれ記載する。定款上、「その他の事業」に関する事項を定めている場合は、設立当初の事業年度及び翌事業年度に実施予定がなくても「予定なし」の旨を記載する。

(法第10条第1項関係様式例) ※その他の事業を実施しない場合の作成例

〇〇年度活動予算書

年　月　日から　年　月　日まで

初年度については、「法人成立の日から」と
波線部を修正し記載してください。

特定非営利活動法人〇〇〇〇

(単位：円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	×××	×××
賛助会員受取会費	×××	
・・・・	×××	
2 受取寄附金		
受取寄附金	×××	
施設等受入評価益	×××	×××
・・・・	×××	
3 受取助成金等		
受取民間助成金	×××	×××
・・・・	×××	
4 事業収益		
〇〇事業収益	×××	
5 その他収益		
受取利息	×××	
雑収益	×××	
・・・・	×××	
経常収益合計		×××
II 経常支出の部		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	×××	
法定福利費	×××	
退職給付費用	×××	
福利厚生費	×××	
・・・・	×××	
人件費計	×××	
(2) その他経費		
会議費	×××	
旅費交通費	×××	
施設等評価費用	×××	
減価償却費	×××	

支払利息	× × ×		
・ ・ ・ ・	× × ×		
その他経費計	× × ×		
事業費計		× × ×	
2 管理費			
(1) 人件費	人件費とその他経費を分けた上で、支出の形態別に内訳を記載		
給料手当	× × ×		
法定福利費	× × ×		
退職給付費用	× × ×		
福利厚生費	× × ×		
・ ・ ・ ・	× × ×		
人件費計	× × ×		
(2) その他経費			
会議費	× × ×		
旅費交通費	× × ×		
減価償却費	× × ×		
支払利息	× × ×		
・ ・ ・ ・	× × ×		
その他経費計	× × ×		
管理費計		× × ×	
経常費用計			× × ×
当期経常増減額			× × ×
III 経常外収益			
1 固定資産売却収益		× × ×	
・ ・ ・ ・		× × ×	
経常外収益計			× × ×
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損		× × ×	
・ ・ ・ ・		× × ×	
経常外費用計			× × ×
当期正味財産増減額			× × ×
前期繰越正味財産額 (設立時正味財産額)			× × ×
次期繰越正味財産額			× × ×

※当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

他の事業を定款に掲げていない法人は、この脚注は不要

(法第10条第1項関係様式例) ※その他の事業を実施する場合の作成例

〇〇年度活動予算書

年　月　日から　年　月　日まで

初年度については、「法人成立の日から」と
波線部を修正し記載してください。

特定非営利活動法人〇〇〇〇

(単位：円)

科　目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	×××		×××
・・・・・	×××		×××
2 受取寄附金	施設等評価費用も併せて 計上（計上は法人の任意）		
受取寄附金	×××		×××
施設等受入評価益	×××		×××
・・・・・	×××		×××
3 受取助成金等			
受取民間助成金	×××		×××
・・・・・	×××		×××
4 事業収益			
〇〇事業収益	×××		×××
△△事業収益		×××	×××
5 その他収益			
受取利息	×××		×××
雑収益	×××		×××
・・・・・	×××		×××
経常収益合計	×××	×××	×××
II 経常支出の部			
1 事業費			
(1) 人件費	人件費とその他経費を分けた上 で、支出の形態別に内訳を記載		
給料手当	×××	×××	×××
法定福利費	×××		×××
退職給付費用	×××	×××	×××
福利厚生費	×××		×××
・・・・・	×××		×××
人件費計	×××	×××	×××
(2) その他経費	施設等評価費用も併せて 計上（計上は法人の任意）		
会議費	×××		×××
旅費交通費	×××	×××	×××
施設等評価費用	×××		×××

減価償却費	× × ×		× × ×
支払利息	× × ×		× × ×
· · · · ·	× × ×	× × ×	× × ×
その他経費計	× × ×		× × ×
事業費計	× × ×	× × ×	× × ×
2 管理費			
(1) 人件費	人件費とその他経費を分けた上で、支出の形態別に内訳を記載		
給料手当	× × ×		× × ×
法定福利費	× × ×		× × ×
退職給付費用	× × ×		× × ×
福利厚生費	× × ×		× × ×
· · · · ·	× × ×		× × ×
人件費計	× × ×	0	× × ×
(2) その他経費			
会議費	× × ×		× × ×
旅費交通費	× × ×		× × ×
減価償却費	× × ×		× × ×
支払利息	× × ×		× × ×
· · · · ·	× × ×		× × ×
その他経費計	× × ×	0	× × ×
管理費計	× × ×	0	× × ×
経常費用計	× × ×	× × ×	× × ×
当期経常増減額	× × ×	× × ×	× × ×
III 経常外収益			
1 固定資産売却収益	× × ×		
· · · · ·	× × ×		
経常外収益計	× × ×	0	× × ×
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損	× × ×		× × ×
· · · · ·	× × ×		× × ×
経常外費用計	× × ×	0	× × ×
経費区分振替額	× × ×	△ × × ×	× × ×
当期正味財産増減額	× × ×	0	× × ×
前期繰越正味財産額（設立時正味財産額）			× × ×
次期繰越正味財産額			× × ×